

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100201号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2100003号

第1 結論

昭和32年4月30日から昭和43年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年4月30日から昭和43年1月1日まで

A社に勤務していた請求期間について脱退手当金が支給された記録とされているが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、脱退手当金を受給していない記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する押印が認められる上、「脱退手当金裁定請求書」には、請求者の記名、押印がされており、B社会保険事務所(当時)の昭和43年3月6日付の受付印及び同年5月24日付の支払済印が押されていることが確認できる。

また、C年金事務所から提出された、請求者の請求期間に係る「脱退手当金支給決定ならびに支払伺」、「厚生年金保険被保険者記録事項照会票」及び「厚生年金保険被保険者記録(回答)」には、当時、B社会保険事務所が請求者に係る脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)に照会し、同庁がこれに回答していることが記録されており、「脱退手当金支給決定ならびに支払伺」の脱退手当金額計算書の支給金額に誤りはなく、オンライン記録の脱退手当金の支給額と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録には、請求者の請求期間に係る脱退手当金が、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から4か月後の昭和43年5月24日に支給されたと記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。